

オケージョナル・ペーパー No.115

明治 16 年農商務通信規則による工業通信事項と附録様式

2020年9月

法政大学

日本統計研究所

オケージョナル・ペーパー No.115

明治 16 年農商務通信規則による工業通信事項と附録様式

2020年9月

法政大学

日本統計研究所

明治 16 年農商務通信規則による工業通信事項と附録様式

森 博美*

はしがき

明治 10 年 8 月 11 日内務省達乙第 72 号に基づいて行われてきた物産調査に係る報告徴集は、明治 16 年 12 月 28 日農商務省達第 21 号「農商務通信規則」の施行により同月をもって廃止される〔『法令全書』1877 411 頁〕。このように、「農商務通信規則」は、法制度的には明治 10 年内務省達乙第 72 号の後継規定にあたる。

筆者は前稿〔森 2020b〕において「農商務通信規則」の規定内容に照らして、それに基づく報告徴集に見られる種々の特徴について検討した。それは「農商務通信規則」が「農商工山林ニ關スル事件」のうち特に「通信」事項として設定したものについて、「特ニ報告期限ヲ定メタル」「定期報」と「報告期限アルト否トニ關セス臨時報告ヲ要スヘキ」「臨時報」によって府県から報告を徴集するというものであった。ただ、「農商務通信規則」は、それが「通信」と定義するこれらの報告徴集以外にも第 8 条によって、①地方廳ノ調査書、會社、協會等ノ規則并ニ報告書又ハ官民ノ著述、編纂、翻譯及報告書、②有功者ノ事蹟及ヒ履歴等、③改良、發明、試験ノ成績及ヒ該事業ニ關スル各地方從來ノ習慣、新設ノ方法等、④博覽會、共進會、集談會等ノ開閉期日及ヒ出品、談話ノ景況等に関する各種資料や報告の提出を府県に対して要請している。

このように、「農商務通信規則」は、主務部局による「定期報」だけでなく「臨時報」さらには「通信」の範疇には含まれない様々な報告徴集の根拠規定となっている。「農商務通信規則」が制度上は明治 10 年内務省達乙第 72 号の後継規定という位置にありながら、「農商務通信規則」全体としてはそれとは異質の系譜、すなわち明治 7 年 10 月内務省勸業寮による「勸業寮報告刊行ノ儀ニ付伺」に基づく『勸業報告』に起源を持つ内務省勸農局の明治 10 年「府県通信仮規則」の延長線上に位置するという性格も併せ持つ。その意味では「農商務通信規則」を明治 10 年内務省達乙第 72 号の後継規定として物産調査をわが国における生産統計の展開という文脈で捉える場合、それは「農商務通信規則」による報告徴集のうち専ら「定期報」に関わる部分についての継承性として捉えるのが適当であると考えられる。

報告徴集の対象品目を「必要ナル農業上ノ産出物」に限定していた先行規定とは異なり、明治 16 年農商務省達第 21 号が調査の対象を広く「農商工山林ニ關スル事件」と設定していることから分かるように、「農商務通信規則」に基づく物産調査は農林業だけでなく商事、工業部門における「事件」もまた「通信」事項として含み、各部門に関してそれぞれ数十の報告様式による報告徴集を行っている。そこで、本稿ではこのうち特に工業に関する「定期報」にその範囲を限定し、各報告様式が全体としてどのような調査体系として編成され、また統計把握面での特徴を有しているかについて、その先行規定とされる明治 10 年内務省達乙第 72 号による報告徴集との比較も含めて考察してみたい。

* 法政大学名誉教授・法政大学日本統計研究所名誉研究員

1. 「農商務通信規則」の先行規定としての明治 10 年内務省達乙第 72 号による報告徴集

〔森 2020a〕ですでに論じたように、物産調査による報告の対象品目は、明治 3 年民部省達第 623 号から明治 5 年大蔵省達第 37 号、そして明治 7 年内務省布達甲第 18 号へと増加の一途をたどる。特に布達甲第 18 号では品目名が明示されたものだけでも 398 品目に達しており、しかも品目によっては等級や種別等により複数の銘柄等が設定されている。さらに、報告の対象品目は全体で 33 の類に分類されているが、各類の指定品目の末尾に「其他茲ニ掲ケサル〇〇類」が設けられ報告様式に記載された以外の諸品目についても報告を要請している。

このようなおびただしい種類の産品に関する主務部局（内務省勸農局）からの報告徴集の要請は、報告者である通信員や府県に対して過重な業務負担を強いる結果となった。地方行政の所管官庁でもあった内務省では、明治 9 年 3 月 28 日付で太政官に対して「從來各省ヨリ各自ニ同一様ノ事件ヲ府縣ニ向ケ調査ヲ要求シ來候處ニ付縣ニ於テハ已ニ其事ノ同一ニシテ調査重複ニ渉ルヲ知ルト雖モ其省ノ同ジカラザルガ為メニ之ヲ辭スルニ道ナク之ヲ拒ムニ權ナク細大總テ之ヲ受ケ一々皆之ニ應ジテ常ニ調査ニ汲々タルモ有限ノ官員ヲ以テ無際ノ需ニ應ジ候ヨリ諸務之ガ為メ煩雜ヲ極メ徒ニ多少ノ勞力ヲ費シ事務ノ淹滞ヲ醸シ候而已ナラズ實地勸業授産興學布教等喫緊ノ要務ハ却テ注意シ得ルノ暇ナキニ至リ不知フ識治民上ノ妨碍ト相成候」として「甲省ヨリ乙省管理内調査ヲ要スルノ事項ハ府縣ヘ達セズシテ直ニ各省該事ノ主務ニ照會シ其調査ヲ要求シ候様致度候」〔総理府統計局 1951 84 頁〕と省庁間で錯綜重複する報告徴集についての調整策検討の申入れを行っている。

それを受けて太政官が各院省に対して発したのが明治 9 年 4 月 21 日達第 40 号である。そこでは「從來各省ヨリ府縣ヘ直達明細調査ヲ要求セシモノハ内主務ノ省ニ於テ既ニ調査行届居候分モ不少且府縣ニ於テハ各廳臨時ノ求メニ應シ事務煩重ノ憂有之趣ニ付以來右様ノ筋ハ其主務ノ省ヘ照會シ相互ニ調査候様可致此旨相達候事」〔『輯覧』 56 頁〕と各院省に対して直接所管する以外の事項についての報告徴集を禁じている。原政司は明治 10 年内務省達乙第 72 号による報告徴集品目の大幅削減がこの政府方針を多分に反映したものとしており〔原 42 頁〕、鮫島龍行もまた、明治 9 年から 10 年にかけて太政官第五科政表掛に設置されていた各省統計編集事務主任者連絡会議でもこの問題が議論されている点に言及し、明治 10 年 2 月 20 日の議事録『政表会議日誌』の記載を援用して、「勸業局物産表ノ如キハ蕪雜ノ最モ甚キ者ト云フベシ凡テ物産調ハ大旨ヲ弁別シテ簡明ナル体ニ作ル事肝要ナリ」との発言があり、勸業局側でも「然リ」と肯定するなど当時の内務省勸業局による物産調査をとりまく空気を紹介している〔相原・鮫島 19 頁〕。

このような政府機関の間での報告調整という報告徴集の整理合理化をめぐる動きは、明治 7 年内務省布達甲第 18 号の後継規定である明治 10 年 8 月 11 日内務省達乙第 72 号による報告徴集の在り方を大きく制約することになる。明治 10 年内務省達乙第 72 号は、同省が明治 7 年布達甲第 18 号を根拠に調査を実施してきた物産表について、「品類繁雜ニ渉リ地方ノ勞費ヲ増シ候」との反省に立ち、「一般生産ニ緊要ナル農作物ヲ選ビ」〔『輯覧』 59 頁〕として対象範囲を農業に限定し、編成する統計の名称も「物産表」から「農産表」へと改めるなど大幅な方向転換を余儀なくされる。

明治 10 年内務省達乙第 72 号での報告徴集体系は、物産の生産、消費面での特性に従って

「各地一般ニ耕種スル所ノ日用食料ノ要品」とされる「普通物産」と「地質氣候等ノ異同ニヨリテ産出ノ地方限リアル」ところの「特有物産」とに二大区分されている。表 1 は普通物産と特有物産の報告対象品目を掲げたものである。

表1 明治 10 年内務省達乙第 72 号における報告徴集対象品目

普通物産	(14 品目)	米、糯米、大麦、小麦、裸麦、粟、黍、稗、大豆、蕎麦、蜀黍、玉蜀黍、甘薯、馬鈴薯
特有物産	(28 品目)	實綿、麻繭類、生糸類、藍葉、製茶、甘蔗、楮皮、(雁皮三亜ノ類ニ準ス)楮皮、生蠟、漆汁、葉煙草、菜種、紅花、紙類、人参、椎茸、藺、蜂蜜、食鹽、乾鮑、乾蝦、乾魚、鰯、鱻、鰺、海參、鰹節、石花菜、干鰯

〔出所〕『輯覧』59 頁より作成

明治 10 年内務省達乙第 72 号の別紙「農産表編成例言」は、「普通物産」と「特有物産」について府県が郡から報告徴集を行うための雛形様式である「普通物産表」と「特有物産表」を掲げている。調査様式はいずれも記載欄をマス目によって表示した界紙形式となっており、「普通物産表」様式では 14 種の農産品目について計算単位、播種地段別、産額とそれぞれの対前年増減、一石一斤当りの通價を、一方、「特有物産表」様式は計算単位、産額とその対前年増減、一石一斤当りの通價が記載事項欄として設けられている。

このように、明治 10 年内務省達乙第 72 号による物産調査での把握対象品目としては、「特有物産」の中に實綿、麻繭類、生糸類、藍葉、製茶、甘蔗、楮皮、(雁皮三亜ノ類ニ準ス)楮皮、生蠟、漆汁、葉煙草、菜種、紅花、紙類といった製造業用原材料等も一部含まれてはいるが、多くは基本的に農林水産物である。

2. 農商務通信規則による工業通信事項と報告様式

明治 16 年 12 月 28 日、農商務卿西郷従道は農商務省達第 21 号を道府県に対して通牒することによって、「勸業ノ要務」のため全国統一の附録様式を定め、「農商工山林ノ盛衰消長ヲ詳悉スヘキ為メ生産消費ノ数量」に関する報告制度として「農商務通信規則」を制定施行する。なお、全体で 10 箇条からなる「農商務通信規則」の逐条内容については、〔森 2020b〕第 1 節を参照されたい。

農商務省達第 21 号はその但し書きに「本文ニ關スル通信事項ハ更ニ主務局ヨリ通牒スヘシ」と記している。しかし、主務局から各府県に通牒したとされる通信事項と附録様式は行政文書としては残されておらず、今日明治 17 年 6 月 18 日佐賀縣達乙第 91 号によって発せられた県の工業通信事項及び附録様式（『工業通信事項及附録様式』）並びに商務通信事項及び附録様式（『商事通信事項及附録様式』）の存在が確認されるだけである〔『農林行政史』942 頁〕。なお、以下での「農商務通信規則」による工業通信事項と報告様式の検討にあたっては、『明治 2 年以降農林省統計關係法規輯覧』（以下、『輯覧』）の 85・144 頁に所収された『工業通信事項及附録様式』を資料として用いることにする。

(1)「工業通信事項」

『工業通信事項及附録様式』は、農商務省達第 21 号による「農商務通信事項」とは別に「工業通信事項」を所収している[『輯覧』 86-87 頁]。全体が七つの項から構成されるそれは、工業に関する報告徴集の技術的な事項等を規定したものである。後述するように「附録様式」はその報告内容の特性に従っていくつかの様式群に類別される。このうち第 1～5 項までは各様式群を構成する「附録様式」における報告徴集のカバレッジや報告期限等を規定したもので、残りの二つの項は「附属様式」による報告徴集以外の若干の特異な記述報告事項を規定したものである。

このうち第 1 項は、附録第 1 号から第 3 号の工場様式による報告対象となる工場の範囲(カバレッジ)と報告期限を規定したものである。まず、工場様式による報告の対象となる工場の範囲は業種によって異なる。生糸・製茶・製糖業については全工場が対象とされ、これら以外の品目については裾切り調査、すなわち「男女ヲ問ハス拾人以上ヲ使役スル」工場に限定して報告徴集が行われる。一方、工場様式の報告期限に関しては、年次調査として「1ヶ年分」を毎年調査し、「次年二月中」に報告するものとしている。

「附録様式」の第 4 号～第 25 号は各品目の年間生産数量や価額に関する報告徴集のための様式である。第 2 項にはこれらの様式による報告の対象となる絲、織物、編物、莫大小、疊表、紙類、金屬器、金玉器、陶器、磁器、瓦類、七寶器、漆器、角甲牙器、醸造物、油類、化學上製品、製皮革皮具、罐詰、機械、船舶、車、活字版類並びに其他著名ノ工産物として諸品目を掲げ、「1ヶ年分」を毎年調査し、「次年二月中」に報告するものとしている。

第 3 項と第 4 項は職工の賃金と人員についての算出方法と報告期限を規定したものである。このうちの賃金については「1ヶ年中ノ平均賃銀」を毎年調査し、また職工人員に関しては毎年の「十二月三十一日ノ現在數」をそれぞれ「次年二月中」に報告することを求めている。

以上の「工業通信事項」の第 1～4 項までは「定期報」について「附録様式」に従って統計数字による報告を求めるものであるのに対して第 5 項は、様式第 28 号に従って「著名ナル工業ノ盛衰興廢ノ景況並其原因」に関する記述による報告を「工業景況」として求めるものである。所収されている「附録様式」の雛形には織物業についての報告内容が例示されているが、その内容は第 1 号から第 27 号までの報告結果に関して、特に数値の顕著な増減の理由を記したものとなっている。なお、「工業景況」は1～6 月分と7～12 月分の年二回の報告となっており、上半期分は 8 月、また下半期分は次年 2 月中を期限として報告するものとされている。

統計作成のための表式への数値の記載による報告(第 1～4 項)と記述式での報告(第 5 項)の違いこそあれ、「工業通信事項」の第 5 項までが工業通信事項そのもののいわば報告マニュアル的な内容のものである。これに対して第 6 項と第 7 項の規定内容はそれらとは明らかに性格を異にするもので、第 6 項「工夫負傷及機械毀損」は、水車や蒸気機械等を原因とする「創傷」発生状況や被害状況をその原因と共に「臨時報」としてその報告を求めたものである。

「農商務通信規則」第 8 条は「定期報」と「臨時報」として府県に対して報告を求める通信事項以外の報告徴集事項として、①地方廳ノ調査書、會社、協會等ノ規則并ニ報告書又ハ官民ノ著述、編纂、翻譯及ヒ報告書等、②有功者ノ事蹟及ヒ履歴等、③改良、發明、試験ノ成績及ヒ該事業ニ關スル各地方從來ノ習慣、新設ノ方法等、④博覽會、共進會、集談會等ノ開閉期日及ヒ出品、談話ノ景況等、についての報告を求めている。さいごの「工業通信事項」の第 7 項はそれへの追加を規定したものであ

る。すなわち、第 8 条各項中「工事(工業事業—引用者)」に関係するものについては、そこに掲げたもの以外であっても「工業者企業組合又ハ其協会等ノ興廢及工業ニ關シ緊要ナル事件」に関しては「臨時報」として報告するよう要請している[『輯覧』 86-87 頁]。

ところで、明治 16 年農商務省達第 21 号による「農商務通信規則」は、その後明治 19 年 3 月 5 日農商務省令第 1 号によって改正され、さらに明治 22 年 4 月 17 日農商務省訓令第 26 号によって省令第 1 号による農商務通信事項様式中の「概況報告部」は廃止される。それに伴い、「工業通信事項」についても第 5 項の「工業景況」以降の記述式による報告の部分が削除され、同規則による報告徴集は統計報告へと純化される。

(2) 「附録様式」

『工業通信事項及附録様式』には、「附録様式」として全体で 47 の報告様式と工業景況報告書式が収録されている。これらは明治 10 年内務省達乙第 72 号による「普通物産表」や「特有物産表」様式と異なり、全てが品目ベースの様式によって構成されているわけではない。

上述したように、「工業通信事項」第 1～5 項は、第 1 項「工場」、第 2 項「品目」、第 3 項「職工賃金」、第 4 項「職工人員」、そして第 5 項「工業景況」として「附録様式」をその報告形態(表式、記述式)と報告内容に従って類別し報告期限等を規定したものであった。以下ではこのうち職工に関する賃金と人員に関する様式については一括して「職工様式」とした。

表 2 は、「附録様式」に掲げられているこれらの報告様式の表番号(枝番号付)と様式名を、その報告内容の特徴に従って、号レベルによって「工場様式」、「品目様式」、「職工様式」、「景況様式」の四つの様式群に整理したものである。なお、これらの様式群は報告徴集を行う情報のタイプ(報告形態)によって「表式」と「記述式」に区分されるが、このうちの「工場様式」、「品目様式」、「職工様式」の各群を構成する報告様式が統計情報徴集のための「表式」(統計報告様式)であり、最後の「景況様式」が「記述式」(記述報告様式)にあたる。

表 2 工業通信様式

統計報告様式	工場様式	第1号ノ一～四	蒸氣機關ヲ用フル工場
		第2号ノ一～三	水車ヲ用フル工場
		第3号ノ一、二	蒸氣機關及水車等ヲ用ヒサル工場
	品目様式	第4号ノ一～六	製糸・織物業
		第5号	編物
		第6号	莫大小
		第7号	疊表
		第8号	紙類
		第9号ノ一～三	金属器
		第10号	金玉器
		第11号	陶器
		第12号	磁器
		第13号	瓦類
		第14号	七寶器
		第15号	漆器
		第16号	角甲牙器及袋物
		第17号ノ一～三	醸造物
		第18号ノ一、二	油類
		第19号ノ一、二	化學上製品
		第20号	製革及革具
		第21号	罐詰
		第22号	機械
		第23号	船舶
		第24号	車
		第25号	活字版類
記述報告様式	職工様式	第26号ノ一～三	職工賃銀
		第27号ノ一、二	職工人員
記述報告様式	景況様式	第28号	工業景況報告書式

明治10年内務省達乙第72号の報告様式として「農産表編成例言」が掲げている「普通物産表」と「特有物産表」は、いずれも報告の対象となる品目を列举し、播種地段別や産額等の報告を求める様式として設計されたものである。これに対して明治16年農商務通信規則が工業に関する通信事項として府県に報告を求めた様式を佐賀県の『工業通信事項及附録様式』から一覧すると、そこには統計作成を目的とした報告徴集について、品目の産額等の報告を求める物産様式の他にも工場や職工に関する報告様式が新たに追加されていることがわかる。

このように、明治16年の「農商務通信規則」の工業通信事項は、「品目様式」(第4～25号)だけでなく、従来の物産調査には見られなかった工場という生産単位の実態把握を目的とした「工場様式」(第1～3号)、さらには工場における生産の担い手としての職工の人数や賃金に関する報告徴集を行う「職工様式」(第26、27号)を持つ点をその大きな特徴としている。

3. 属性項目から見た工業通信事項の特徴

本節では「附録様式」とそこに「製表心得」として記された用語の定義や記入上の留意点を参考に、「農商務通信規則」における工業通信事項のうち統計作成を目的とした表式による報告徴集の特徴について、各報告様式が具体的に設けている属性項目等も含めて表2で「工場様式」、「品目様式」、「職工様式」として類別した統計報告に係る様式群別に検討する。

(1) 工場様式

工場に関する各属性を通信事項として持つ報告様式としては、第1号ノ一から第3号ノ二までの9様式がある。このうち第1～3号の号レベルでの様式の区別は、第1号「蒸氣機關ヲ用フル工場」、第2号「水車ヲ用フル工場」、そして第3号「蒸氣機關及水車等ヲ用ヒサル工場」と報告の対象となる工場における動力源の種類に基づくものである。なお、工場の中には蒸氣機関と水車の両方を動力源として使用するケースも考えられる。このような場合については、「蒸氣並ニ水車ヲ兼用スルモノハ其重ナルモノヲ記スヘシ」〔『輯覧』88頁〕という第1号と第2号の適用基準が示されている。

このように、報告が求められる様式の種類は主たる動力源の種類によって異なる。「蒸氣機關ヲ用フル工場」では一～四の4様式による報告が求められているのに対して、「水車ヲ用フル工場」では一～三の3様式、また「蒸氣機關及水車等ヲ用ヒサル工場」については一と二の2様式と、蒸氣機関＞水車＞不使用の工場の順に報告様式の種類がより簡素なものとなっている。

このような報告様式の種類の違いはそれぞれのカテゴリーの工場に報告を求める項目種類の多寡を反映したものである。「工場様式」群の各報告様式によって徴集される属性項目を一覧した表3の内容から確認してみよう。

表3 工場様式の記載属性項目

第1号	一	工場名稱、工業種類、資本金(固定、運用)、準備金、機關(數、馬力)、重ナル機械(名稱、數)
	二	工場名稱、役員(男女)、職工(男女、満15年以下)、就業日時(1年間日數、1日間時數)
	三	工場名稱、1月1人當役員給料(男女)、1月1人當職工賃銀(男女)、1ヶ年合計
	四	工場名稱、石炭(量、價)、薪(量、價)、原料價、雜費、製造品(數量、價)
第2号	一	工場名稱、工業種類、資本金(固定、運用)、水車(數、馬力)、重ナル機械(名稱、數)
	二	工場名稱、役員(男女)、職工(男女、満15年以下)、就業日時(1年間日數、1日間時數)
	三	工場名稱、1月1人當役員給料(男女)、1月1人當職工賃銀(男女、満15年以下男女)、1ヶ年合計、原料價、雜費、製造品(數量、價)
第3号	一	工場名稱、工業種類、資本金(固定、運用)、役員(男女)、職工(男女、満15年以下)、就業日時(1年間日數、1日間時數)
	二	工場名稱、1月1人當役員給料(男女)、1月1人當職工賃銀(男女、満15年以下男女)、1ヶ年合計、原料價、雜費、製造品(數量、價)

表注： 第1号ノ一～第3号ノ二のいずれの報告様式にも總計と前年比較増減の記載欄が設けられている。

表中でイタリック文字で表示したのは第1～3号に共通する記載属性項目

表3の記載属性項目を見ると、全様式に共通した識別項目としての「工場名称」を別にすれば、各号の記載属性項目数は第1号(16項目)、第2号(13項目)、そして第3号(11項目)となっていることがわかる。また、動力源の種別から個々の属性項目のカバレッジを見ると、それは①「工場様式」全体に共通する項目〔工業種類、資本金、役員、職工、就業日時、1月1人當役員給料、1月1人當職工賃銀、1ケ年合計、原料價、雜費、製造品〕、②第1、2号のみに設けられている項目〔重ナル機械〕、そして③第1号だけが持つ属性項目〔準備金、機關、石炭、薪〕の三つのタイプに類別することができる。言い換えれば、第3号様式では全ての属性項目が共通項目からなり、第2号と第1号様式ではこれらの共通項目にそれぞれ独自の属性項目が追加されていることになる。その結果、第1号ノ三・四様式の属性項目のうち1・2号共通項目が第2号では三様式として集約され、さらに第3号様式では第1号ノ一・二様式の属性項目のうち全号共通項目が第3号では一様式に、また第1号ノ三・四様式のうちの全号共通項目が第3号ノ二にそれぞれ縮約されている。したより簡便な内容のものとなっている。

動力として蒸気機関を使用する工場では水車あるいはこれらの動力をしない工場に比べて一般に規模も大きく工業生産の面での経済や市場に対する影響力も大きいと考えられる。「工場様式」群を構成する第1～3号の各様式に見られる属性項目の種類の相違は、主要な動力源の種類によってタイプ分けした工場の経済的重要性の統計調査面での反映であるともいえる。

「工場様式」に関する「製表心得」には各様式で用いられている用語の定義等が記されている。

まず、第1号ノ一、第2号ノ一、第3号ノ一様式は共通属性項目として「資本金(固定、運用)」を持つ。資本金の内訳欄である「固定」と「運用」については、「工場ノ地所、家屋、機械等」に充てた資金を固定資本、また「原料、給料、賃銀、其他營業上の諸雜費」の資金を運用資本としている。また、第1号ノ二、第2号ノ二、第3号ノ一様式には共通属性項目として「就業日時(1年間日數、1日間時數)」が設けられている。このうちの「一日間時數」欄については、「休憩時間ヲ除キ全ク現業ニ従事セシ時數」を記載するものといっている。さらに、第1号ノ四、第2号ノ三、第3号ノ二中の「雜費」については、それを「表中科目外ノ費消品代價及原料採集運搬費並ニ製品賣捌費用及ヒ小使給料等」の合計金額と定義している。

なお、「重ナル機械(名称、數)」は蒸気機関を主たる動力源として使用する第1号に該当する工場だけに報告を求める属性項目であるが、第1号ノ一様式の当該欄への記載に際しては、「製造事業ニ付毎部ノ重ナル機械ヲ掲クヘシ」(『輯覧』88頁)との記入指示がされている。このように、単一の工場で複数の異なる製造事業が行われている場合、「重ナル機械」欄には各部での最も主要な機械をそれぞれ列記することを求めている。

(2) 品目様式

「品目様式」群を構成する第4～25号の諸様式が、内務省達乙第72号による「普通物産表」「特産物産表」に相当する品目別報告様式である。表2に示した様式の号別一覧リストからも分かるように、その中には製造物名による様式と産業名によるそれとが混在している。

表4は、表2で「品目様式」群として類別した各報告様式の記載属性項目を示したものである。

表4 「品目様式」群の各報告様式と記載属性項目

第4号	一	製糸・織物業	製糸織物業	製糸専業(製造家数、人員(男工、女工))、織物専業(製造家数、人員(男工、女工))
	二		製糸織物業	製糸織物兼業(製造家数、人員(男工、女工))、他業ヨリ製糸織物業ヲ兼ヌル者(製造家数、人員(男工、女工))
	三		製糸	絹撚糸(量、價)、木綿糸(量、價)、麻糸(量、價)
	四		織物	機数、絹織物(反、價)、木綿織物(反、價)、麻織物(反、價)、諸交織物(絹綿(反、價)、絹麻(反、價)、綿麻(反、價)、雑(反、價))
	五		織物	敷物(絹(坪、價)、綿(坪、價)、雑(坪、價))、襟巻(絹(枚、價)、綿(枚、價)、雑(枚、價))
	六		織物	男帯(絹(本、價)、綿(本、價)、雑(本、價))、女帯(絹(本、價)、綿(本、價)、雑(本、價))
第5号			編物	漁網(数、價)、柳行李(数、價)、竹行李(数、價)
第6号			莫大小	絹(数、價)、綿(数、價)、毛(数、價)、雑(数、價)
第7号			疊表	備後表(枚数、價)、琉球表(枚数、價)
第8号			紙類	西洋紙(量、價)、日本紙(楮紙(量、價)、雁皮紙(量、價)、三股紙(量、價)、藁紙(量、價)、雑(量、價))
第9号	一	金属器	金属器	踏鞴数、吹子数、製造物原質量目(金、銀、銅、鐵、錫、鋼、黄銅、青銅、白銅、雑)
	二		金属器	製造物價(銅(鑄物、打物、細工物、針金)、鐵(鑄物、打物、細工物、針金)、錫(鑄物、打物、細工物)、鋼(打物、細工物))
	三		金属器	製造物價(黄銅(鑄物、打物、細工物、針金)、青銅(鑄物、打物、細工物)、白銅(鑄物、打物、細工物)、雑(鑄物、打物、細工物))
第10号			金玉器	製造家数、製造物價(金器、銀器、玉石器、雑)
第11号			陶器	素焼窯、本窯、錦窯、製造物價(畫附、青染、無地、雑)
第12号			磁器	素焼窯、本窯、錦窯、製造物價(錦手、染付、無地、雑)
第13号			瓦類	瓦(窯数、数、價)、煉瓦石(窯数、数、價)
第14号			七寶器	窯数、製造物價(金質、銀質、銅質、陶磁質)
第15号			漆器	塗物(製造家数、價)、蒔繪(製造家数、價)、堆朱・堆黒(製造家数、價)、青貝嵌塗(製造家数、價)、雑(製造家数、價)
第16号			角甲牙器及袋物	製造物價(角器、甲器、牙器、袋物)
第17号	一	醸造物	醸造物	醸造種類(清酒(製造家数、石、價)、濁酒(製造家数、石、價)、味醂(製造家数、石、價)、焼酎(製造家数、石、價))
	二		醸造物	醸造種類(麥酒(製造家数、石、價)、葡萄酒(製造家数、石、價)、ブランデー(製造家数、石、價)、アルコール(製造家数、石、價))
	三		醸造物	銘酒(製造家数、石、價)、酢(製造家数、石、價)、味噌(製造家数、石、價)、醤油(製造家数、石、價)
第18号	一	油類	油類	製造家数、菜種油(石、價)、荏油(石、價)、綿實油(石、價)、胡麻油(石、價)、雜種(石、價)
	二		油類	石油(製造家数、石、價)、魚油(製造家数、石、價)
第19号	一	化學	化學上製品	硫酸(製造家数、量、價)、曹達(製造家数、量、價)、鹽酸(製造家数、量、價)
	二		化學上製品	摺附木(製造家数、ダース、價)、石鹼(製造家数、ダース、價)、染料(製造家数、量、價)、繪ノ具(製造家数、量、價)、化學製雜品(製造家数、量、價)
第20号			製革及革具	製革(製造家数、價)、靴(製造家数、價)、馬具(製造家数、價)、革包(カバン)(製造家数、價)
第21号			罐詰	魚介(罐数、價)、鳥獸(罐数、價)、果實(罐数、價)、蔬菜(罐数、價)
第22号			機械	蒸氣機關(数、價)、製糖機械(数、價)、紡績機械(数、價)
第23号			船舶	五拾石以上(数、價)、百石以上(数、價)、五百石以上(数、價)、千石以上(数、價)、西洋形帆前船(噸数、價)、汽船(噸数、價)
第24号			車	荷車(製造家数、数、價)、乗用馬車(製造家数、数、價)、人力車(製造家数、数、價)
第25号			活字版類	活字(製造家数、活字)、石版(製造家数、活字)、銅版・亜鉛版(製造家数、活字)、木版(製造家数、活字)

表注： いずれの様式においても總計と前年比較増減の記載欄が設けられている。

「品目様式」群として類別した第4～25号までの様式番号のうち、第4号(製糸・織物業)、第9号(金属器)、第17号(醸造物)、第18号(油類)、第19号(化学)の各号については複数の様式からなる枝番号が設定されている。しかし、第4号ノ一・二と第4号ノ三以降の諸報告様式につい

ては、枝番号を持つ各号も含めそこでの記載事項とされている属性項目の性格が異なるように思われる。

(i) 製糸・織物業の工場様式としての第4号ノ一・二

表2では「附録様式」を号レベルで類別したことから第4号については一・二様式も含めて「品目様式」群として扱った。しかし、これら二つの様式は、第4号ノ一が製糸専業、織物専業、また第4号ノ二は製糸・織物兼業、他業と製糸・織物兼業によって製糸・織物業を営む「製造家数」とそこでの従事者(「人員(男工、女工)」)の報告様式となっている。ここでの「製造家数」については「製表心得」で「家数の欄ニハ工場ヲ設ケテ營業スルト住家内ニ於テ從事スルトヲ論セス總テ一箇所ト做シテ記載スヘシ」(『輯覧』92頁)とされている。

このように、第4号ノ一と二という二種類の報告様式は、専業・兼業という業態別に製糸・織物業のいわば工場数とそこでの生産に従事する要員を報告項目としたものであり、製糸・織物業に業種を限定した形での「工場様式」的性格のものとなっている。第4号ノ一と二については製糸・織物業と業種を特定している点で主要動力源別に全産業を網羅する形で工場の諸属性を把握する第1～3号の諸様式とは多少次元を異にするが、把握内容としては「工場様式」に準じたものとなっている。それは後述する他の「品目様式」群を構成する諸様式のそれとは明らかに一線を画するものである。今回、「品目様式」群の諸様式と報告属性項目を一覧した表4でこれら二つの様式を太線によって他から区別しているのはそのためである。

(ii) 品目様式としての第4号ノ三～25号

第4号の残りの枝番号様式(三～六)は、製糸(三)並びに織物の種類(四～六)従って生産数量と価額(「價」)の報告を求めたものである。また、同様に枝番号を持つ第9、17～20号も、それぞれ同一品目群をその材質や用途特性に従って区分し複数の種別様式を設けたものであり、枝番号を持たない他の各号の報告様式と同様に品目別の報告様式となっている。

これら第4号ノ四～25号の諸様式は基本的に製造品の数量と生産額の年計に関する報告徴集を目的としており、従来から実施されてきた物産調査を継承しているのがこれらの報告様式である。

(iii) 品目様式における工場様式項目

今回様式レベルで最終的に「品目様式」として類別した第4号ノ四～25号の諸様式の中には、従来からの物産調査における記載属性項目とは異なる性格を持つものを持つ様式もいくつか散見される。

その1が、第10号金玉器、第15号漆器、第17号ノ一・二・三醸造物、第18号ノ一・二油類、第19号ノ一・二化学、第20号製皮及皮具、第24号車、第25号活字版類の諸様式に見られる「製造家数」である。これはそれぞれの報告対象地域内に立地する工場(住居に併設された工場を含む)数を調査するもので、「工場様式」群の諸様式が「工場名称」として把握した件数あるいは第4号ノ一と二様式がそれぞれ製糸と織物業を営む「製造家数」に相当する。

そしてもうひとつが、生産手段にあたる属性項目を報告事項として持つ報告様式が存在することである。具体的には第9号ノ一金属器様式での「踏鞴数」と「吹子数」、第11号陶器様式と第12号磁器様式での「素焼窯」「本窯」「錦窯」、さらに第13号瓦類と第14号七寶器様式での「窯数」がそれである。

様式レベルで統計報告様式総数(47)の7割近い31の「品目様式」は基本的に伝統的な物産

調査を継承するものである。しかし上述した一部の諸様式は「製造家数」あるいは生産手段という第1号ノ1～第3号ノ二さらには第4号ノ一・二様式が工場に関する記載属性項目として持つもの想起させる内容を併せ持っている。その意味では、限定的ながら「品目様式」と「工場様式」の双方の性格を持っている。

このことは、得られた統計情報の利用面でもこれらの様式を、物産調査を継承しただけの他の一連の様式から質的に区別する。なぜなら、「製造家数」や生産設備にあたる属性項目は、それらを品目別の年間生産数量、生産額と組み合わせることで、1工場あるいは単位設備あたりの平均生産高等が産出でき、各府県内に立地する工場の生産規模や設備効率に関する分布特性の一端を明らかにできるからである。

(3)職工様式

産業横断的な職工数については、すでに「工場様式」群の第1号ノ二、第2号ノ二、第3号ノ一様式が、また製糸織物業については今回「品目様式」群として類別した第4号ノ二様式がそれぞれ男工・女工の内訳とともに調査している。ここで「職工様式」群として類別した第26号と第27号の諸様式は、工場における生産の担い手としての職工に関して、職種別にその人員規模と賃金の把握を行うものである。職工の総数、その職種別内訳、さらには職工賃金はそれまでの物産調査の記載属性項目には全く見られず、「農商務通信規則」で初めて統計による把握項目として取り上げられたものである。

表5は、「職工様式」群を構成する第26号と第27号の各様式とそれぞれの属性事項を示したものである。

表5 職工様式の報告属性項目

第26号	一	職工賃銀	大工(上、中、下)、石工(上、中、下)、左官(上、中、下)、鳶方(上、中、下)、木挽(上、中、下)
	二	職工賃銀	屋根(上、中、下)、瓦葺(上、中、下)、畳刺(上、中、下)、建具(上、中、下)、経師(上、中、下)
	三	職工賃銀	指物(上、中、下)、桶職(上、中、下)、下駄職(上、中、下)、和服仕立(上、中、下)、機織(男(上、中、下)、女(上、中、下))
第27号	一	職工人員	大工、石工、左官、鳶方、木挽、屋根、瓦葺、畳刺
	二	職工人員	建具、経師、指物、桶職、下駄職、和服仕立、機織(男、女)

表注： いずれの様式においても総計と前年比較増減の記載欄が設けられている。

『工業通信事項及附録様式』が所収している第26号と第27号は大工、石工、左官、鳶方、木挽、屋根、瓦葺、畳刺、建具、経師、指物、桶職、下駄職、和服仕立、機織の15職種を明示し、第27号様式では職工人員数(うち機織については男女別)を、また第26号様式では上、中、下の熟練度3区分による賃金の報告を求めている。なお、第26号の職工賃銀様式に関する「製表心得」には、例示した職種に加え報告を求める職種として、「陶磁器職、瓦焼職、煉瓦焼職、紙漉職、鑄物職、鍛冶職、鋸食、漆器職、蒔繪職、酒造職、酢醸造職、味噌醸造職、醤油醸造職、油絞職、印板板木師、彫刻職、袋物職、縫箔職、足袋職、染物職、煙管張職、綿打職、糸組職、傘張職、提灯張職、筆職、櫛挽職、莚刻職、鼈甲細工職、版摺職、靴製造職、船大工職、製本職、洋服仕立職、皮滑職、菓子製造職、車製造職、活版植字職、日雇人足」の39職種が、また第27号の職工人員様式については、上記の各職種から日雇人足を除いた38職種について、それぞれ

雛形様式に従った報告を指示している〔『輯覧』110-112頁〕。

(4) 小括

以上、「農商務通信規則」第1条の但し書きに則り府県において作成された工業通信事項の「附録様式」の属性事項に従って、同規則が「通信」と規定する報告徴集のうちの「定期報」の特徴を見てきた。本稿では工業通信事項を主たる考察の対象としたことから特に詳論は控えたが、「農商務通信規則」の直接の先行規定である明治10年内務省達乙第72号が実質的に農産調査のための報告徴集規定であったのに対して、本規則では農業、商事、工業など産業横断的な報告徴集をその特徴のひとつとしている。物産調査としての報告徴集の対象産業の広がりという点では、むしろ内務省達乙第72号よりもむしろその先行規定である明治7年内務省布達甲第18号のそれに近いといえる。

本稿で取り上げた「工業通信事項」の場合、徴集される情報の属性事項という点では、「農商務通信規則」はそれまでの物産調査から品目別年間生産量・生産額の把握を継承する一方でいくつかの新たな展開方向を示している事実が明らかにされた。生産活動展開の場である経済主体としての工場、さらには生産の担い手としての職工や生産設備という生産過程の構成要素についての統計的把握の試みがそれである。

「工業通信」の新たな展開方向の一方を体現するのが、今回「工場様式」として類別した第1～3号の各様式であり、そこでは生産事業が展開される場としての工場について、産業、財務、動力、要員、就業状況、人件費、使用原材料、生産数量、生産額の把握が行われている。なお、表2では号レベルで報告様式を類別したことから「品目様式」群として扱っているが、第4号ノ一・二様式もまた製糸織物業に関する工場様式的性格を持つものといえる。さらに、本節の(2)(iii)で見た一部の「品目様式」に報告属性項目として見られる「製造家数」もそれにつながる要素を内在させている。

「農商務通信規則」の「工業通信」に見られるもうひとつの新たな展開方向である生産過程への統計調査としての接近は、生産活動の担い手としての労働者と生産設備の両面から試みられている。

まず、生産過程への要員面での関与者については、その人数、労働時間、そして賃金の3側面について統計的把握が行われている。

このうちまず人数については、「工場様式」群の第1号ノ二、第2号ノ二、第3号ノ一様式が工場動力源の種別によって区分した工場種別に男女別の役員並びに職工数を、また「職工様式」群の第27号ノ一・二様式が職種別の職工数を把握している。また、労働時間については、同じく「工場様式」群の第1号ノ二、第2号ノ二、第3号ノ一様式によりその報告を求めている。さらに、生産過程に関与する要員の賃金・報酬面については、「工場様式」群の第1号ノ三、第2号ノ三、第3号ノ二様式がそれぞれ工場種別に月・日当りの男女別役員給料と職工賃金並びに年間総額を、また「職工様式」群の第26号一・二・三様式が熟練度別の職種別賃金についての情報徴集を行っている。

また、生産過程を構成する生産手段については、「工場様式」群の第1号ノ一と第2号ノ一が蒸気機関と水車を動力源として使用する工場について、動力源となる「機関(数、馬力)、それに生産において使用する「重ナル機械(名称、数)」についての情報を徴集している。この他にも「工場様

式」群では原燃料に関して、第 1 号ノ四、第 2 号ノ三、第 3 号ノ二様式が「原料價」をまた第 1 号ノ四では工場で使用する燃料として「石炭(量、價)」、「薪(量、價)」を記載属性項目としている。

また、本節(2)(iii)でも述べたように、「品目様式」群を構成する諸様式においても、その一部で生産手段の構成要素を記載属性項目に持つものがある。第 9 号ノ一金属器における「踏鞴數」、「吹子數」、第 11 号陶器、第 12 号磁器での「素焼窯」、「本窯」「錦窯」、第 13 号瓦類や第 14 号七寶器の「窯數」がそれである。このように一部の品目製造業種に限定されているとはいえ、そもそも品目別の年間生産量の把握を主目的とする「品目様式」群にあって新たにその生産過程の面にも目を向けた様式が存在することは興味深い。

4. 明治 16 年農商務通信規則についての既存評価

本稿では「農商務通信規則」に基づく物産調査の中で特に工業通信事項に関する報告徴集に限定してその特徴を考察してきた。〔森 2020a〕ですで見たとように、明治 7 年内務省布達甲第 18 号による物産調査は、全体で 33 の品目群からなる 400 近い対象品目を具体的に提示し報告を求めるものであった。ただしそこに示されている「穀物」から「肥料及飼料類」に至る 33 の品目群は、いずれも個々の品目をその材質や用途等に従って分類し、羅列したものに過ぎなかった。これに対して明治 16 年農商務省達第 21 号は「農商工山林ノ盛衰消長」の「詳悉」を目的として設定し、「農商務通信規則」によって農業だけでなく工業や商事も含む産業横断的な統計概念として「通信事項」を設定しており、工業や商事についてもそれぞれ「工業通信事項」、「商務通信事項」としてそれぞれ所定の報告様式に従って報告徴集を行うものとしている。

以下に紹介するように、この規則を取り上げその統計調査史上の意味等を論じている既往研究は、いずれもこの規則による報告徴集全体を対象としたもので、工業通信事項だけに限定したものではない。しかし、本研究に継続して筆者は今後、同規則に基づく商事通信、農事通信が持つ特徴についての考察を予定している。それらとも部分的に関係する面もあるかと思われるので、ここで主な論者による論点を簡単に整理しておくことにする。

まず、日本統計研究所編『日本統計発達史』(以下、『発達史』)は、物産調査の展開をわが国の生産統計の整備過程という視点から捉え、「明治 12 年 12 月農商務省達第 21 号「農商務通信規則」の制定をもって新しい段階に入ったといえる」〔『発達史』 59 頁〕と評している。そこでは、デフレ期の日本経済の中、官営工場の創設や官業払下げ等により近代工業が芽吹き始める一方、貨幣経済の浸透に伴い激しい農村分化が進行するという社会経済情勢を反映して、「素朴な農産表時代(明治 10 年内務省布達乙第 72 号による物産調査の改正—引用者)から一步をすすめ」〔『発達史』 59 頁〕たことがその論拠となっている。

『発達史』は「農商務通信規則」を契機とする新たな歩みを二重の意味で捉えている。その 1 は報告様式の体系化である。「農商務通信規則」によって「農商工山林ノ盛衰消長ヲ詳悉」を目的とした「生産消費ノ數量」の調査を「勸業ノ要務」として制度化することで「農業・工業・商業の各分野とも、それぞれやや独立の体系をあたえられ」、それによって「今日のわが国生産統計ないし産業統計の源流」が形作られた〔『発達史』 60 頁〕というのがそれである。

『発達史』が「農商務通信規則」をわが国統計調査史における新たな歩みの契機とみなすもうひとつの論点として注目しているのが、それに基づく報告徴集が「たんなる生産高以外に農工商の基

本的事項をつかむことに注意を向けている点」である。なお、ここでの「基本的事項」として『発達史』は、農業では「生産条件としての作付反別または自子作別耕地」また工業では「工場・生産設備・職工数・賃金など、生産手段と労働力にかんする調査事項を新たに加え」た点を挙げている[『発達史』59頁]。

また、わが国における物産調査の展開を勸業・農商務行政との関連で論じる原政司は、「農商務通信規則」をその先行規定である明治10年内務省達乙第72号さらにはそれに連なる明治7年内務省布達甲第18号という法制度的系譜としてではなく、内務省勸業寮による『勸業報告』から明治10年の内務省勸農局長による「府県通信仮規則」へと継承される勸業・勸農政策という視点から捉えるとともに、それらの中に後に農商務統計として具体化される作況調査や被害速報の端緒を見る。彼は明治期以降の物産調査の展開をその時々々の農業統計行政とともに跡づけつつ、この規則を「明治初年以來の農業統計調査の系譜からみると、物産商統計と農事通信が集大成され、新たに農家や土地等に関する諸調査項目を加えて、農業統計としての内容外形を一応整えたものであって、ここに現代農商務統計が成立をみる」[原54頁]と評している。

ただ、原の主たる関心はあくまでも農業統計にあり、「農商務通信規則」による通信事項についても、それが農商務省農務局の立案による「農政計画図表」(未定稿)での「農務ニ緊要ナル事項ヲ網羅スヘシ」に対応したもので、調査項目に見られる特徴として「「農家」については、専業、兼業、一戸当耕地面積(田畑別)を、「農業者」については専業・兼業別男女別数および自作・自作兼小作・小作別数を、「耕地」については作付および不作付別、田畑別面積を、また自作地・小作地別田畑面積を調査項目に掲げている」[原56頁]と主として農業分野についての評価となっている。これらの点以外では、工業という分野を特定することなく「生産関係」をその特徴のひとつとして挙げとどまり、それ以上の具体的な言及は見られない。

ちなみに、「農商務通信規則」を農業統計の史的展開としての評価は『農林行政史』にも見られ、「農商務通信規則」の制定公布を、それまでの物産調査のように「租税徴集のためという目的からではなしに、農業の振興と、農家経済把握のための、すなわち本来の意味での農業統計がはじめてとられることになった」[『農林行政史』940頁]契機としている。そしてそこには「もはやたんなる農産物統計としての枠から脱皮して、耕種、養蚕、畜産にわたる事項が包含されているだけでなく、農業活動の主体である農家の事情や、農業労働力や生産手段の状況にまで一步を進めて、農業生産力の実態、あるいは農家経済力の実態を究明しようとする意図が明瞭にうかがわれる」[『農林行政史』945頁]という評価がそれである。

次に「農商務通信規則」に基づく物産調査について、通信事項の体系化と報告徴集の媒体が持つ表形式での報告様式、さらには工業通信事項における生産条件への注視といった諸側面から同規則の統計史上の意義を捉える鮫島は、「明治草創期の生産活動にかんする調査を統合し、調査事項、すなわち当時の「通信事項」を「工業」「商事」「農業」にわけて体系づけている点で、わが国産業統計の体系化の第一歩を印したもの」[相原・鮫島52-53頁]と「農商務通信規則」の統計史上の意義を評価している。

鮫島が編著書『統計日本経済』において明治期以降のわが国における政府統計の展開を統計調査史として論じる際に、統計原情報の獲得方法の導入、展開が有力な説明軸のひとつとなっている。そこでは、集計結果表形式での調査様式(表式)の各記載個所に最初から地域の集計量を記載しそれらを順次積み上げることで最終結果表を得るという表式調査法と個票を用いた点計に

よって獲得した個体情報を集計することで統計作成の目標を達成する個票調査法とがいわば発展段階論的な形で統計調査史の要素として織り込まれ、前者の前近代性と収集される統計情報がその情報特性として持つ種々の制約が、彼が主張する個票調査の科学性、合理性立証の論拠となっている。

彼は表式様式の場合、最初から地域の集計値が記載されることから仮にその記載内容に疑義が生じた場合にもその数値の由来の事後的な検証は困難であり、特に初期の物産調査のように把握対象期間や報告時点、さらには数量や価額の混在、数量単位の不統一など記載要領の不徹底がその積み上げ集計による全国計による統計表の作成の障碍となっていたとする。個票調査の導入以前、幕藩期以来の主要な調査方法とされてきた書上げ方式による表式調査が持つこれらの課題のうち調査技術的に対応可能なものについては、表式調査の枠内においてではあるが、物産調査の展開過程の中で漸次対応がなされる。そのような表式調査について鮫島は「農商務通信規則」に基づく表式様式による報告制度を、「維新以来の伝来的な数字的報告形式の拡大延長のひとつの頂点を形成したもの」と捉え、「明治16年の「通信規則」から27年その改正にいたる10年間」をわが国の統計史における「前近代的統計情報収集方式としての表式調査体系の完成期」〔相原・鮫島 54 頁〕にあたるとしている。

鮫島はまた「農商務通信規則」による報告徴集に見られる統計調査史上特筆すべき事項として、依然として工業生産が未熟な段階にある中でそれが従来の物産調査におけるような生産品目の数量と価額だけでなく、「生産施設としての工場、労働力としての職工」といった工業部門における生産条件に注視している点を「明治初期の物産表時代にはなかった」「殖産興業政策に対応する政府の新しい姿勢」として高く評価している〔相原・鮫島 55 頁〕。

むすび

本稿では、明治16年農商務省達第21号「農商務通信規則」による「定期報」による報告徴集のうち特に「工業通信事項」の特徴について、今日資料として存在が確認されている同規則に基づき佐賀県庁が翌17年に県内の各郡からの報告徴集のために作成した『工業通信事項及附録様式』（『輯覧』85-114 頁）を資料として検討を行ってきた。以下に「工業通信事項」と「附録様式」における報告属性項目に関する考察から明らかになった「農商務通信規則」による工業通信事項の特徴について2、3コメントすることで今回の作業のむすびとしたい。

第4節で紹介したように、明治16年農商務通信規則については、「それまでの物産調査から一歩を進めたもの」あるいは「生産統計ないし産業統計の源流を形作ったもの」、「維新以来の伝来的な数字的報告形式の拡大延長のひとつの頂点」を形作るものとしてそのわが国統計史におけるひとつの画期をなすものとして評価されてきた。『工業通信事項及附録様式』の「附録様式」とそこに併記された「製表心得」から明らかになった工業に関する報告徴集に見られる諸特徴と照らし合わせることで、「農商務通信規則」に対する既存評価の内容について今一度考えてみることにしたい。

『工業通信事項及附録様式』に掲げられている報告様式に認められる特徴のひとつが、「農工商山林ニ關スル事件」のうち「工（工業）」の統計による実態把握に関して各報告様式が相互に体系化されている点である。ここで、「農商務通信規則」による報告徴集が農林業だけでなく工業、商

業などもその対象としている点を想起すれば、産業部門による報告様式の体系化ということが差し当たり考えられる。ただ、今回の工業に続き今後「農商務通信規則」に基づく農業、さらには商事通信事項に関する検討を予定していることから、この点の体系性についてはそこでの検討結果等も踏まえ改めて論じることにして、ここでは「工業通信事項」に関する報告様式間の体系性の意味について考えてみたい。

明治前半期における物産調査の展開過程を明治 16 年農商務通信規則成立前史として考察した[森 2020a]でもすでに見たように、わが国の生産統計は明治 2 年会計官第 398 号「物産ノ事」を端緒とし「農商務通信規則」の先行規定とされる明治 10 年内務省達乙第 72 号に至る間、初期においては徴税をその後は殖産興業政策へとその作成目的を変容させつつ物産調査として形作られてきた。そこでは徴税、殖産、あるいは輸出がその時々々の政府にとっての政策課題であり、農産物を中心とする各種産物の生産高の把握こそが調査を所管する主務部局にとっての専らの関心事項でもあった。そのため、物産調査の報告徴集に報告様式が用いられる場合にも、それらは基本的に品目別のフラットな構造を持つものであった。

これに対して本稿の第 2 節で表 2 として掲げた「農商務通信規則」の工業通信事項の統計報告徴集に用いられた諸様式は、「工場様式」、「品目様式」、「職工様式」という三つの様式群から構成される。なお、表 2 はあくまでも表番号レベルで類別したものであり、『発達史』も指摘しているように産業の中でも特に製糸織物業については他の業種等に比べて特に詳しく調べられており[『発達史』63 頁]、第 4 号の製糸織物業の諸様式には第 5 号以下の「品目様式」群には見られない「工場様式」的性格を持つ様式一・二が設けられている。この点も考慮して報告様式レベルで類別すれば、表 4 の属性項目表中で太線によって区分したように、正確には第 4 号ノ三～第 25 号が「品目様式」にあたり、第 4 号ノ一・二はそこでの記載属性項目の性格からしても第 1～3 号と同様に製糸織物業に関する「工場様式」として類別すべきものである。その意味では「農商務通信規則」が明治 10 年内務省達乙第 72 号の後継規定として継承しているのはこれらのうち第 4 号ノ三～第 25 号からなる「品目様式」であり、同規則による報告徴集様式として「工場様式」群と「職工様式」群の諸様式が新たに導入されたことになる。

「農商務通信規則」によって統計報告徴集に「工場様式」と「職工様式」が新たに導入されたことは、工業という産業分野に関する「通信事項」に係る報告徴集のための報告様式の一種の体系化をもたらすことになる。それは工業分野で営まれている生産活動に対してそれまでの物産調査における報告徴集のように「品目様式」によって単に品目という視点からアプローチするのではなく、品目生産の場としての工場、さらには生産の担い手としての役員・職工の関与をそれぞれ「工場様式」と「職工様式」によって把握することで、品目という産出面だけでなく原材料、生産手段、労働力といった投入面さらには財務面まで含めたひとつの構造として捉えようとする姿勢を見て取ることができる。それは、報告様式の構造的体系化とでも呼べる性格のものである。

報告対象となる工場のカバレッジを規定した「工業通信事項」第 1 項によれば、生糸・製茶・製糖工場の場合は全数、それ以外の工場については職工 10 人以上の工場について、「工場様式」では具体的には資本(固定、流動)、使用動力、使用機械、役員・職工(数、報酬賃金、労働時間)を使用動力源に従って、第 1 号(蒸気)、第 2 号(水車)、第 3 号(蒸気・水車非使用)の各報告様式によって報告徴集を行っている。第 3 節(1)で見たように、各報告様式における記載属性項目は各工場で使用する動力源によって精粗異なり、蒸気機関による工場では最も詳細な報告が求

められるのに対し蒸気機関・水車のいずれも動力源として使用していない工場では最も簡易な報告様式となっている。

一方、工場における生産の担い手に関しては、管理的業務に従事する役員については「工場様式」において、生産現場従事者としての職工に関しては「工場様式」と「職工様式」によって情報徴集が行われている。「工場様式」と「職工様式」とでは職工に関して獲得する情報の性格が異なる。「工場様式」は各工場に従業する職工について、その規模と1日1人当たり賃金を遂行する職種を問わず使用動力源の種類に従って把握している。これに対して「職工様式」群に属する様式では、報告の対象となる工場を網羅する形で、第16号が上・中・下という熟練等級別に職種別の年間平均賃金をまた27号の各様式が12月31日時点での職種別職工数情報の報告をそれぞれ求めている。

ところで、第3節(2)(iii)でもすでに述べたように、それまでの物産調査にはなかった新たな展開は、「工場様式」と「職工様式」の導入だけでなく、限定的な形としてはあるが「品目様式」群の一部の報告様式の中にも見出すことができる。

その1は、第10号、第15号、第17号ノ一・二・三、第18号ノ一・二、第19号ノ一・二、第20号、第24号、それに第25号の各様式に報告属性事項として「製造家数」が設けられていることである。これは「工場様式」のそれぞれの報告様式に非統計項目として記載される個々の「工場名称」を一個工場として数値化しその合計を郡内の工場の「総計」欄に記載したものに相当する。「製造家数」に対して「工場様式」的性格として評したのはこのような理由からである。

もうひとつは、第9号ノ一では「踏鞴数」、「吹子数」が、第11号と第12号では「素焼窯」「本窯」「錦窯」が、第13号、第14号様式では「窯数」がそれぞれ報告項目として加えられていることである。これらは金属器や陶磁器、瓦、煉瓦、七宝器といった製品の生産に用いられる生産手段であり、これもまたある意味では「工場様式」の第1号ノ一、第2号ノ一様式に報告属性事項として設けられている「重ナル機械」に通じる性格の報告事項と見ることができる。

原は『農林行政史』を援用して、農業分野については「農商務通信規則」における「農産物統計としての枠からの脱皮」を示す証左として「農業生産力の実態、あるいは農家経済力の実態を究明しようとする意図」を明瞭に読み取る。その一方で彼は特に工業とその分野名に現住することなく、「生産関係」を「農商務通信規則」に基づく報告徴集に見られる新たな展開要素として挙げている。この点をより明確に意識しているのが鮫島で、彼は「農商務通信規則」が「生産事項」に注視している点に着目し、それを同規則に統計調査の新たな展開の萌芽を見る。

識者たちがわが国における物産調査さらには生産統計の史的展開におけるひとつの画期として「農商務通信規則」を位置づける根拠となっているのは、実際にはそれを「工業通信事項」焦点をあててそれを捉えた場合、報告様式レベルでは「工場様式」と「職工様式」という新たな様式群の導入、そして記載属性項目レベルでは一部の「品目様式」に見られる「工場様式」的属性事項の追加による生産過程にまで踏み込んだ生産活動の構造そのものの把握という方向性に他ならない。

明治16年農商務省達第21号による「農商務通信規則」は、物産調査に関する明治10年内務省達乙第72号の後継規定とされている。ただ、[森 2020b]でもすでに詳論したように、同規則に基づく報告徴集は、同時に他方で明治7年の内務省勸業寮による『勸業報告』を継承した内務省勸農局の「府県通信仮規則」の流れを汲む側面を持ち、その規定内容はその表記法に見られる特徴も含め「仮規則」から多くの要素を継承している。ちなみに、鮫島が「農商務通信規則」の第

3 の特徴として挙げている「通信員を民間から選任する道を開いた」〔相原・鮫島 57 頁〕としている点についても、勸農主務属官としてではあるが「仮規則」第 19 則が通信委員の設置と届出〔『輯録』295 頁〕としてすでに規定されている。

ここで、「農商務通信規則」の『勸業報告』・「府県通信仮規則」からの継承面に関して、次の 2 点を指摘しておく。

第 1 は「府県通信仮規則」と「農商務通信規則」との制度的な性格の違いである。明治 10 年 11 月 26 日に内務省勸農局長名で出された「農事通信假規則御頒布ニ付各府縣へ御照會按伺」には「…來ル明治十一年一月ヨリ別冊假規則ノ通り各地方廳ト本局トノ間ニ農事通信ノ便路ヲ開行致シ度存候條御差支モ無之候ハハ夫々御施行有之度…」〔『輯録』293 頁〕とされており、主務機関側が各府県に対して報告徴集への協力を丁重に依頼する形となっている。このように、「府県通信仮規則」による報告徴集は、仮にそれが実施に移されたとしても義務的性格のものではなかった〔森 2020b 8 頁〕。その意味では、「仮規則」による強制力を持たない依頼と通達という制度的強制力を伴う「農商務通信規則」による報告徴集とは自ずと異なる。報告徴集についての制度的強制力の有無という視点から見た場合、「農商務通信規則」は「府県通信仮規則」と明らかにその性格を異にしている。

第 2 は、「農商務通信規則」のその後の改定から見た場合の「農商務通信規則」の「府県通信仮規則」との関係性である。「農商務通信規則」による報告徴集制度に対してはその後相次いで改定が行われる。まず、施行から 3 年後には明治 19 年 3 月農商務省令第 1 号によって通信事項・報告様式が改定される。さらに明治 22 年には 4 月 17 日農商務省訓令第 26 号によって、「農商務通信事項様式中概況報告部ヲ廢シ統計部別冊ノ通改正ス」〔『法令全書』1889 53 頁〕と改められる。

この訓令は「農商務通信規則」による農商務通信事項を統計報告だけに集約するものであり、これによって『勸業報告』・「府県通信仮規則」から継承してきた非統計的な記述式による報告部分が報告体系からそぎ落とされ、報告徴集が統計情報に特化したものへと純化される。従って、この間の物産調査の展開を統計調査の成立という視点から捉えた場合、その画期は明治 16 年の「農商務通信規則」の制定時というよりもむしろ明治 22 年の訓令第 26 号にあると見るのがより適当なように思われる。

このように、「農商務通信規則」に内在する『勸業報告』・「府県通信仮規則」からの継承性の要素に関しては、「農商務通信規則」は明治 16 年のその制定時と明治 22 年の改正時という二つの時点をその画期として持つ。

ところで、明治 27 年 5 月 3 日農商務省訓令第 17 号の「農商務統計報告規程」によって、物産調査にそれまでの表式様式とは異なる個票様式として会社票、工場票が導入される。今後筆者はこれらの個票様式の統計情報論的意味づけについての検討を予定している。そのための予備的考察として、「農商務通信規則」による「附録様式」に含まれる「工場様式」として類別した諸様式によって徴集される工場に関する属性情報が潜在的に持つと考えられる情報価値についてさいごに若干の指摘をしておく。

鮫島は、「明治 16 年の「通信規則」から 27 年その改正にいたる 10 年間」を「表式調査体系の完成期を作った」とする一方で、それが「維新以来の伝来的な数字的報告形式の拡大延長のひとつの頂点を形成」するものであり、あくまでもそれが「前近代的統計情報収集方式としての表式調

査」として特徴づけられるとしている〔相原・鮫島 54 頁〕。

そこで彼が表式様式を用いた報告徴集に対して「前近代的」と評する論拠は次のようなものである。当時は統計に対して集団を反映したものであるという認識は存在せず、表式調査という「所定の統計表様式の各マス目に調査者みずから数えあげた数値を書きこんでゆく方式で、…統計表の形式さえととのっていれば、その数字がどんな手続きでえられたかを問わないし、また問うこともできない方式」〔相原・鮫島 27 頁〕によって徴集された数値資料については、「報告のあったものだけを合算し製表するというのが表式調査における支配的な思想であった」〔相原・鮫島 76 頁〕。そのようにして得られた調査結果は単なる「数量的記録」にとどまるものであり、それが「調査の対象となった集団の量にたいしてどれほどの格差（誤差）をもつかを問うことは、厳密な意味ではしなかった」〔相原・鮫島 280 頁〕、というのがそれである。

個票という調査様式と異なって表式調査の場合、調査様式を通じて統計作成のために獲得される情報（統計原情報）は、表式に設けられた記載欄に記入される時点においてすでに個々の統計単位ではなくその地域的集約結果という集計量に他ならない。しかしながら表式によって得られた統計原情報については、集計量という情報形態の故に、仮にその記載内容に疑義を持たれた場合にも、得られた統計原情報の質や根拠に関する事後的な遡及確認の方途は閉ざされている。さらに表式によって得た統計原情報は、その利用面においても情報制約を持つ。なぜなら、表式が結果表を想定した設計となっていることから、「所定の表形式以外の組み替え表を作ることができない」〔相原・鮫島 27 頁〕という点で個票によって得られた統計原情報のような集計における自由度を享受することができない。

このような収集される統計原情報の集計量に起因する品質検証面、母集団との関係、さらにはその集計利用といった様々な面で制約を持つ表式調査は「江戸時代からの書き上げ方式を形式的に整備したもの」〔相原・鮫島 27 頁〕で集計技術が未発達な条件下ではじめてその社会的存在の根拠持つというのが鮫島の表式調査に対する基本的立場であった。

「農商務通信規則」による「工場様式」群に属する諸様式も、「品目様式」群、「職工様式」群の諸様式と同様に、基本的に表式によって各郡内の工場の実態を使用動力源別に把握し、各属性項目についての府県計さらには全国計を工場統計として結果表章をその目的としたものである。それが表式様式に依拠した報告徴集であったという点で鮫島にとっては「前近代的統計情報収集方式」ということになる。

本稿末の【資料】には各郡からの報告徴集用の様式の例示として、「工場様式」群のうち蒸気機関を使用する工場を対象とする第 1 号ノ一～四を掲げた。これらを参考に、「工場様式」群の各報告様式の設計内容を具体的に見てみよう。

そこには各属性事項についての「総計」列（及び前年比較増減欄）以外に空白列が設けられている。このうち「総計」列の各欄に記載される数値は府県計さらには全国計として積み上げ集計される統計原情報となるものであり、集計量として記載されるこの部分は文字通り表式による記載形式となっている。一方、中央部の空白列の箇所には「総計」列の各記載属性欄の数値の元となる個々の工場に関する情報がそれぞれの「工場名称」とともに列記されることになる。その意味では、「工場様式」の各様式は一般には表式様式とされているにもかかわらず、実際には表式部分だけでなくその元原情報の記載欄を併せ持つ複合様式とみなすことができる。

ここで、各様式の元情報記載列にそれぞれ「工場名称」が共通項目として設けられている点に

注目すれば、「工場様式」について、次のような個票情報論的な解釈も可能である。すなわち、もし「工場名称」を一種の識別コードとみなすことで個々の工場を特定することができれば、少なくとも情報形態の面からは第 1 号に該当する工場については一～四の 4 様式を、また第 2 号では 3 様式を、そして第 3 号の場合には 2 様式をそれぞれマイクロベースで単一のレコードとして統合することができる。設計されている報告様式は、それによって投入資本(固定、流動)、使用動力、使用原材料、職工数、職工の就労時間、製造品生産量・価額の間の関係の個体ベースでの把握を可能にする内容となっている。

当事の「工場様式」の設計者には、元情報記載列の記載内容について、それらを各工場に関する個体ベースでの単一レコードに編成できそれが潜在的には表式を超える情報価値を有するといった認識はそもそもなく、また当時の情報処理技術もそれを現実のものとするような状況にはなかった。「農商務通信規則」の「工場様式」がその設計において表式様式を超える内容を持ち、それによって実際に収集された統計情報が表式調査に固有な集計量としての情報価値を超える潜在的利用可能性を有していた点を一応ここでは確認しておく。

〔文献〕

- 相原茂・鮫島龍行編(1971)『統計日本経済』筑摩書房
内閣官報局(1877)『法令全書(復刻版)』第 10 巻明治 10 年
内閣官報局(1889)『法令全書(復刻版)』第 22 巻ノ二明治 22 年
日本統計研究所編(1960)『日本統計発達史』東京大学出版会
農林省大臣官房総務課編(1959)『農林行政史』第 4 巻、農林協会
農林省農務局編纂(1939)『明治前期勸農事蹟輯録(上巻)』大日本農会
農林大臣官房統計課(1932)『明治 2 年以降農林省統計関係法規輯覧』東京統計協会
原政司(1980)『農業統計発達史』日本経済評論社
森博美(2020a)「明治初期における生産の統計的把握－明治 16 年農商務通信規則成立前史－」『オケージョナルペーパー』(法政大学日本統計研究所) No.113
森博美(2020b)「明治 16 年農商務通信規則について」『オケージョナルペーパー』(法政大学日本統計研究所) No.114

【付属資料】

第1号ノ一 蒸氣機關ヲ用フル工場

比較		前年	總計			國	
						郡區	
減	增					工場名稱	
						工業種類	
						資本金	
					圓		固定
					圓		運用
						準備金	
					圓		
						機關	
					數		
					馬力	重ナル機械	
					名稱		
					數		

何府縣

第1号ノ二 蒸氣機關ヲ用フル工場

比較	前年	總計			國
					郡區
減	増				工場名稱
				男	役員
				女	
				合計	
				男	職工
				女	
				男	滿十五年以下
				女	
				合計	就業日時
				日數	
				時數	一年間一日間

第1号ノ三 蒸氣機關ヲ用フル工場

比較		前年	總計		國	
減	增				郡區	
					工場名稱	
					男	一月一人當役員給料
				圓		
					女	
				圓		
					男	一日一人當職工賃銀
					男	滿十五年以下
					女	
					一ヶ年合計	
				圓		

第1号ノ四 蒸氣機關ヲ用フル工場

比較 前年		總計			國
					郡區
減	增				工場名稱
					石炭
			貫量		
					炭價
			圓		
					薪
			貫量		
			圓價		
					原料費
			圓		
					雜費
			圓		
					製造品
			數量		
			圓價		

オケージョナル・ペーパー(既刊一覧)

号	タイトル	刊行年月
93	表式調査と業務統計における統計原情報の表式的集約について	2018.09
94	流入移動ポテンシャル指標による移動面での特異地域の検出 —新潟市を事例とした小地域統計による分析—	2018.09
95	階層型ニューラルネットワークモデルによる特異地域の抽出	2019.02
96	甲斐国現在人別調の生国データによる移動分析再論	2019.03
97	明治12年甲斐国現在人別調の職業データによる地域分析	2019.03
98	最近隣マッチングによるヴァーチャルな世帯の合成 —夫婦のみ共働き世帯のケース—	2019.04
99	甲斐国現在人別調の職業分類とわが国における職業分類の展開 —職分表から昭和30年国勢調査の職業分類まで—	2019.05
100	第1回国勢調査が記録した社会移動 —生涯移動から見た転入移動圏の特徴を中心に—	2019.09
101	第1回国勢調査の出生地データによる県間生涯移動分析	2019.08
102	わが国の1980年代後半期以降の社会移動に関する一考察 —純移動選好度の人口加重平均値による地域の転入・ 転出超過状況の評価—	2019.09
103	QGISによる西武国分寺線沿線の産業構造分析Ⅱ	2020.02
104	明治2年駿河国人別調における静態把握と動態把握	2020.02
105	地域勘定における一般政府勘定について	2020.04
106	駿河国人別調と甲斐国現在人別調における人口の静態把握 —家別表の調査項目の比較を中心に—	2020.05
107	地租改正にともなう土地評価の改定:東京府日本橋区・京橋区の事例	2020.05
108	駿河国人別調と甲斐国人員運動調における動態把握 —わが国における人口動態統計前史(1)—	2020.05
109	甲斐国人員運動調について —わが国における人口動態統計前史(2)—	2020.06
110	明治4年「一般戸籍の法」における人口の社会動態の把握	2020.06
111	明治前期の戸籍法制と社会移動の統計的把握 —明治4年「戸籍の法」による社会移動把握の制度改定を中心に—	2020.07
112	甲斐国現在人別調における人口概念	2020.07
113	明治初期における物産調査の展開 —明治16年農商務通信規則成立前史—	2020.09
114	明治16年農商務通信規則について	2020.09

オケージョナル・ペーパー No.115

2020年9月25日

発行所 法政大学日本統計研究所

〒194-0298 東京都町田市相原4342

Tel 042-783-2325、2326

Fax 042-783-2332

jsri@adm.hosei.ac.jp

発行人 菅 幹雄

